

国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格義務付け 第 69 回国民体育大会以降における対応について

平成 25 年 6 月 21 日
公益財団法人日本体育協会
国民体育大会委員会

平成 25 年の第 68 回国民体育大会冬季大会及び第 68 回国民体育大会（以下「第 68 回大会」という。）から国民体育大会における監督への日本体育協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認資格」という。）の保有義務付けが完全実施となった。

このことに関連して、平成 26 年の第 69 回国民体育大会冬季大会以降における取扱いについては、以下のとおりとする。

記

1. 特例措置

第 68 回大会において特例の対象者として監督となった者への対応と、公認資格養成講習会の受講修了後の登録手続きと資格認定までのスケジュールを考慮し、公認資格取得者と同等の者として扱うことができる者について、大会ごとに以下のとおり定める。

なお、本特例措置については、大会・対象者ごとに採用の有無を当該中央競技団体が定めるものとし、平成 27 年の第 70 回国民体育大会冬季大会及び第 70 回国民体育大会までの取扱いとする。

(1) 冬季大会

① 第 69 回国民体育大会冬季大会（開催時期：平成 26 年 1～2 月）

ア. 平成 26 年 4 月 1 日付認定予定者

公認資格養成講習会を修了するなどして、大会参加申込までに公認資格登録手続きを完了し、平成 26 年 4 月 1 日付で公認スポーツ指導者として認定される者。

※ 所属都道府県体育（スポーツ）協会及び中央競技団体は、大会参加申込の際、「公認スポーツ指導者養成講習会受講管理システム」等により、当該者が公認資格養成講習会を修了していることを確認すること。また、その責任において、当該者が平成 26 年 4 月 1 日付の資格登録手続きを済ませることを確認すること。

イ. 平成 25 年度受講者

大会参加申込までに平成 25 年度公認資格養成講習会の受講申込を済ませた者（平成 26 年 10 月 1 日付認定見込者）。

※ 所属都道府県体育（スポーツ）協会及び中央競技団体は、大会参加申込の際、「公認スポーツ指導者養成講習会受講管理システム」等により、当該者が公認資格養成講習会の受講申込を済ませていることを確認すること。

② 第 70 回国民体育大会冬季大会（開催時期：平成 27 年 1～2 月）

ア. 平成 27 年 4 月 1 日付認定予定者

公認資格養成講習会を修了するなどして、大会参加申込までに公認資格登録手続きを完了し、平成 27 年 4 月 1 日付で公認スポーツ指導者として認定される者。

※ 所属都道府県体育（スポーツ）協会及び中央競技団体は、大会参加申込の際、「公認スポーツ指導者養成講習会受講管理システム」等により、当該者が公認資格養成講習会を修了していることを確認すること。また、その責任において、当該者が平成 27 年 4 月 1 日付の資格登録手続きを済ませることを確認すること。

(2) 本大会

① 第 69 回国民体育大会（開催期日：平成 26 年 10 月 12 日～22 日、水泳・カヌー 9 月 7 日～14 日）

ア. 平成 26 年 10 月 1 日付認定予定者

公認資格養成講習会を修了するなどして、大会参加申込までに公認資格登録手続きを完了し、平成 26 年 10 月 1 日付で公認スポーツ指導者として認定される者。

※ 所属都道府県体育(スポーツ)協会及び中央競技団体は、大会参加申込の際、「公認スポーツ指導者登録システム」等により、当該者の公認資格登録手続きの状況を確認すること。また、何らかの事由により登録手続きが完了していない者に対しては、必要に応じて、手続きを行う旨の誓約書を提出させること（日本体育協会への提出は不要）。

※ 日本体育協会から受講修了者等に対して登録手続きの案内を発送する時期（平成 26 年 7 月下旬予定）を勘案し、ブロック大会の参加申込みの際の特例として、申込み期限までに登録手続きを完了することが物理的に不可能な場合に限り、登録手続きを完了した者として扱うこととする。

② 第 70 回国民体育大会（開催期日：平成 27 年 9 月 26 日～10 月 6 日、水泳他 9 月 6 日～13 日）

ア. 平成 27 年 10 月 1 日付認定予定者

公認資格養成講習会を修了するなどして、大会参加申込までに公認資格登録手続きを完了し、平成 27 年 10 月 1 日付で公認スポーツ指導者として認定される者。

※ 所属都道府県体育(スポーツ)協会及び中央競技団体は、大会参加申込の際、「公認スポーツ指導者登録システム」等により、当該者の公認資格登録手続きの状況を確認すること。また、何らかの事由により登録手続きが完了していない者に対しては、必要に応じて、手続きを行う旨の誓約書を提出させること（日本体育協会への提出は不要）。

※ 日本体育協会から受講修了者等に対して登録手続きの案内を発送する時期（平成 27 年 7 月下旬予定）を勘案し、ブロック大会の参加申込みの際の特例として、申込み期限までに登録手続きを完了することが物理的に不可能な場合に限り、登録手続きを完了した者として扱うこととする。

2. 監督代理者

平成 24 年 8 月 29 日付「国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格義務付け 公認スポーツ指導者資格未保有者の取扱いについて」において、第 68 回大会の特例として定めた、資格未保有者を監督と同等の権利が与えられた者（監督代理者）については、第 69 回国民体育大会冬季大会以降は、特例として取り扱わないものとする。